

## 1. 製品生産事業請負標準仕様書

### 第1章 総 則

#### (適用範囲)

第1条 この標準仕様書は森林管理局、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。

- 2 この標準仕様書は、製品生産事業請負の実行に関する一般的な事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、別に定める各森林管理局長が定める仕様書(以下「森林管理局仕様書」という。)及び特記仕様書によるものとする。
- 3 契約書、図面、森林管理局仕様書及び特記仕様書に記載された事項は、この標準仕様書に優先するものとする。
- 4 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実行するものとする。
- 5 請負者は、信義に従って誠実に事業を履行し、かつ事業実行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。また、監督職員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、国有林野事業製品生産事業請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第27条に定める内容の措置等を行う場合は、この限りではない。
- 6 この標準仕様書において書面により行わなければならないとされているものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができるものとする。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (用語の定義)

第2条 この標準仕様書において、各条項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 監督職員とは、現場監督業務を担当し、請負者に対し必要な指示、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査等を行う者をいう。
- (2) 契約図書とは、契約書、請負契約約款及び設計図書をいう。
- (3) 設計図書とは、標準仕様書、森林管理局仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (4) 仕様書とは、本標準仕様書、森林管理局仕様書及び特記仕様書を総称している。
- (5) 標準仕様書とは、製品生産事業請負の実行に関する一般的な事項を示したもの

のである。

- (6) 森林管理局仕様書とは、各森林管理局長が各作業の具体的な実行方法の基準等を示したものである。
- (7) 特記仕様書とは、個々の契約における固有の技術的要要求、特別な事項等を定めたものである。
- (8) 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (9) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。
- (10) 事業計画書とは、請負契約約款第3条の規定に基づくものをいう。
- (11) 作業計画書とは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等に基づき、事業者が事業を安全に行うため、あらかじめ作業の場所や使用する機械等の状況を確認した上で定める計画書をいう。
- (12) 指示とは、監督職員が請負者に対し、事業実行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- (13) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と請負者が書面により同意することをいう。
- (14) 報告とは、請負者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について知らせることをいう。
- (15) 連絡とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、事業実行に関する事項について知らせることをいう。
- (16) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日が記載されたものを有効とする。
- (17) 立会いとは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (18) 検査とは、監督職員が事業の実行に関して、設計図書に基づき出来形、材料、規格、仕上がり状況等についての確認をいう。
- (19) 完了検査とは、検査職員が請負契約約款に基づいて給付の完了の確認をいう。
- (20) 検査職員とは、請負契約約款の規定に基づき、完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第38条に基づく部分検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (21) 確認とは、事業の実行に関して請負者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
- (22) 同等以上の品質とは、設計図書に指定がない場合にあっては、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。
- (23) 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実行するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

- (24) 事業着手とは、始期日以降に実際の事業のための準備作業(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう)に着手することをいう。
- (25) 現場とは、事業を実行する場所、事業の実行に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (26) 提出とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

#### (監督職員の指示等)

第3条 監督職員は、請負契約約款第9条第2項に規定に基づく権限の行使に当たり、請負者に口頭により指示若しくは了承したとき又は請負者から口頭により報告若しくは連絡を受けたときは、監督日誌等にその内容を記載しておくものとする。

- 2 請負者は、監督職員から口頭で指示を受けたとき若しくは了承を得たとき又は監督職員に口頭で報告若しくは連絡したときは、その内容を書面に記載しておくものとする。
- 3 監督職員及び請負者は、前2項に基づき記載した連絡及び指示等について、後日その書面に記載したものと双方で突き合わせるものとする。

#### (事業現場管理)

第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

- 2 請負者は、事業実行中監督職員及び道路管理者等の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの事業方法の採用をしてはならない。
- 3 請負者は、事業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 請負者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、平素から気象情報等について十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならぬ。
- 5 請負者は、火薬、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- 6 請負者は、事業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵等を設け、また、立入禁止の標示をする等十分な規制措置を講じなければならない。
- 7 請負者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、請負者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者氏名等を記入した標示板等を設置しなければならない。

- 8 請負者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員に報告しなければならない。
- 9 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。更に、林野火災防止に関する誓約書を第6条に定める事業計画書の提出時に併せて提出しなければならない。

(事業中の安全確保)

第5条 請負者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

- 2 請負者は、使用する林業機械等の選定、仕様等については、設計図書により林業機械等が指定されている場合には、これに適合した林業機械等を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 3 請負者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視並びに関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 4 請負者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 5 請負者は、安全・訓練等について、次の各号の内容を含む安全に関する研修・訓練等を計画的に実施しなければならない。なお、事業計画書に当該事業内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するとともに、その実施状況については、日誌等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
  - (1) 当該事業内容等の周知徹底
  - (2) 安全作業の周知徹底
  - (3) 当該現場で予想される事故対策
  - (4) 当該事業における災害対策訓練
  - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 6 請負者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業中の安全を確保しなければならない。
- 7 請負者は、事業現場が隣接している場合又は同一場所において別途製品生産事業若しくは造林事業若しくは工事がある場合は、請負業者間の安全な事業実施に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の調整を行うものとする。
- 8 請負者は、事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に林業機械等の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ

い。

- 9 請負者は、事業計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上実行方法及び実行時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の実行にあたっては、実行方法及び事業の進捗について十分に配慮しなければならない。
- 10 請負者は、労働安全衛生規則等に基づき、作業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に提出しなければならない。また、請負者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更する事項について変更作業計画書を提出しなければならない。

(事業計画書)

第6条 請負者は、事業着手前に当該事業の目的を達するために必要な手順や実行方法等について、事業計画書を発注者に提出しなければならない。

請負者は、事業計画書を遵守し事業を実行しなければならない。

この場合、請負者は、事業計画書に次の事項について記載するとともに雨天又は荒天等に配慮したものとしなければならない。

また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、請負者は、事業期間が短い場合等の簡易な事業においては、発注者承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 事業概要
- (2) 事業工程表
- (3) 現場組織表（「現場代理人その他技術者の有資格者表」及び「労働者の社会保険等加入状況一覧表」を併せて作成する。また、下請負がある場合は、各下請負者の実行の分担関係を体系的に示すものとする。）
- (4) 機械使用計画
- (5) 安全管理計画
- (6) 実行方法(伐倒、集造材、運材等の各作業工程)
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) その他

2 請負者は、事業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該事業に着手する前に、変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

3 監督職員が指示した事項については、請負者は、更に詳細な事業計画書を提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第7条 請負者は、支給材料の提供を受けた場合には、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

2 請負者は、事業完了時には、不用となった支給材料及び貸与品は、速やかに

監督職員の指示する場所で、支給材料等返納明細書を添えて返還しなければならない。

- 3 請負者は、機械器具等の貸与品については、機械器具等貸与申請書を提出して借り受け、借受物品返還書を添えて返還しなければならない。

(事業現場発生品)

第8条 請負者は、事業の実行によって現場発生品が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(事業区域)

第9条 請負者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

- 2 請負者は、測量標、基準標、用地境界杭等については、位置及び高さが変動しないように適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。

ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。

(事業実行中の環境への配慮)

第10条 請負者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。

- 2 請負者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 3 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

- 4 請負者は、事業の実行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時ににおける作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要的消費を行わない取り組みの実施、プラスチック等の廃棄物の削除、資源の再利用等に努めるものとする。

(官公庁等への手続)

第11条 請負者は、事業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。

- 2 請負者は、事業実行にあたり請負者の行うべき関係官公庁その他の関係機関

への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督職員の指示を受けなければならぬ。

- 3 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第12条 請負者は、関係法令及び事業実行に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用は、請負者の負担と責任において行わなければならない。

(実行管理)

第13条 請負者は、事業実行中は、別紙「製品生産事業請負実行管理基準」により次に掲げる実行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、事業の種類、規模、実行条件等により、この基準により難い場合は、別に定める特記仕様書又は監督職員の指示により他の方法によることができる。

- (1) 事業進捗状況の管理  
(2) 実行記録写真の管理

2 複数年にわたる契約においては、前項の規定中「事業終了後」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出の際又は事業終了後」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じて、請負者に対しこの契約による事業の実行状況等について報告を求めることができるものとする。

(交通安全管理)

第14条 請負者は、事業用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、請負契約約款第29条によるものとする。

2 請負者は、事業用車両による事業用資材、機械等の輸送を伴う事業については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3 請負者は、供用中の道路に係る事業の実行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。

4 請負者は、設計図書において指定された事業用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、事業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

- 5 請負者は、指定された事業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等が記載された計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。
- 6 請負者は、発注者が事業用道路に指定するもの以外の事業用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
- 7 請負者は、他の請負者と事業用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、当該請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(事業中の検査又は確認)

- 第 15 条 請負者は、設計図書に指定された事業中の検査又は確認のための監督職員の立会いに当たっては、あらかじめ監督職員に連絡しなければならない。
- 2 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ事業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
  - 3 請負者は、監督職員による検査及び立会いに必要な準備、人員、資機材等の提供及び写真その他資料の整備をするものとする。
  - 4 監督職員による検査及び立会いの時間は、監督職員の勤務時間内とする。  
ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
  - 5 請負者は、請負契約約款第 9 条第 2 項第 2 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の立会いを受け、材料の検査に合格した場合であっても、請負契約約款第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。

(完了検査)

- 第 16 条 完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第 38 条第 2 項に基づく部分検査に当たっては、現場代理人その他立会いを求められた事業関係者が必ず立ち会って行わなければならない。
- 2 請負者は、完了検査のために必要な準備、人員、資機材等の提出及び写真その他資料を整備するとともに、測量その他の措置については、検査職員の指示に従わなければならない。

(跡片付け)

- 第 17 条 請負者は、事業地及びその周辺の保全、跡片付け及び清掃については、事業期間内に完了しなければならない。

(文化財の保護)

第 18 条 請負者は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業者等に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

2 請負者が、事業の実行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

(調査・試験に対する協力)

第 19 条 請負者は、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示により協力しなければならない。

(事業の下請負)

第 20 条 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、事業の実行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
- (2) 契約締結前には、下請負者が具体的に特定されていること。なお、事業実行中にやむを得ない事由で新たに下請負に付する場合又は下請負者を変更する場合等は、事前に発注者に協議すること。
- (3) 下請負者が作成した見積書の金額が、請負者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること
- (4) 下請負者が指名停止期間中でないこと
- (5) 下請負者は、当該下請負の実行能力を有すること
- (6) 現場代理人は、請負者が直接雇用するものであること

2 請負者は、次の各号の書類を、下請負者から徴し、又は請負者が作成して、発注者に提出しなければならない。

- (1) 請負者が作成する積算内訳書及び下請負者が作成した見積書
- (2) 下請負者に充てる労働者について、労賃単価が最低賃金以上であることを証する賃金台帳(下請負者が実質的に家族労働又はそれに類する場合であってこれらの書類が存在しないか、作成ができない又は困難である場合は、代替となる書類であっても差し支えない。)
- (3) 下請負に充てる労働者について、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の賦課状況を示す各人別の一覧表

3 請負者は、各下請者の実行の分担関係を表示した体系図を事業関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

(事故報告書)

第 21 条 請負者は、事業の実行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式による事故報告書を、指示する期日までに、提出しなければならない。

2 請負者は、労働災害が発生したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

(設計図書の取扱い)

第 22 条 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、請負者が備えるものとする。

2 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図面その他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(周辺住民との調整)

第 23 条 請負者は、事業の実行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないよう努めなければならない。

2 請負者は、地元関係者等から事業の実行に関して苦情があった場合において、請負者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 請負者は、事業の実行上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、請負者は、交渉に先立ち監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。

4 請負者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確にしておくとともに、状況を隨時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(材料)

第 24 条 事業に使用する材料は、設計図書に明示した品質、規格であること。

## 第 2 章 事業の実行

(一般)

第 25 条 各作業の実行に当たっては、第 1 章によるもののほか、本章によらなければならない。

2 具体的な実行方法及び本章にない事項については、森林管理局仕様書及び特記仕様書によらなければならない。

3 本仕様書に明示していない事項又は疑義を生じた取扱いについては、監督職員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。

4 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。

5 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生する場合又

は発生のおそれのある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。

ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要が生じた場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。

- 6 請負者は事業上必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督職員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。
- 7 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通知に示す指導事項を遵守しなければならない。
- 8 事業地内の火災及び山火事防止については、万全の措置を講ずるとともに、不注意から失火することのないようにしなければならない。
- 9 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。

#### (山割)

第 26 条 山割は伐区ごとの順序に従い、できる限り谷筋より尾根に向かって帯状に区分し、作業を進めるものとする。

#### (伐倒)

第 27 条 間伐における伐倒方法は別途定めのある場合を除き列状間伐を原則とする。また、その列幅及び列の取り方は、監督職員の指定するところによる。

- 2 伐採点は山側の地際を標準とする。根上り木など特殊な樹の伐採点は、監督職員の指示によるものとする。
- 3 図面に示されている伐採区域を認識するとともに、伐区内の調査木のみを伐採するものとする。ただし、別途定めがある場合はこの限りではない。
- 4 調査木以外の立木を伐採しなければならない事態が生じたときは、監督職員の指示を受けてから作業するものとする。
- 5 誤って伐倒すべき以外の立木を伐採したときは、直ちに監督職員に連絡して指示を受けるものとする。
- 6 伐倒は、必要に応じクサビを使用し、材の損傷防止に努めるものとする。
- 7 伐倒方向は、集材の方法を考慮し最も効率的な集材ができるような方向へ伐採することとする。なお、列状間伐を行う場合は、安全を確保した上で下方への伐採も可とする。ただし、保残木稚幼樹を損傷することのないよう配慮しなければならない。
- 8 受口の深さは直径の 1/4 以上とし、引抜け、割裂を生じないようにしなければならない。
- 9 枝払いは枝のしん抜けを起こさないようを行い、材に接して平滑に削り取るものとする。
- 10 伐倒に際して既存の工作物等を損傷することのないように留意するものとす

る。また、損傷した場合は、必ず原形通り修理復旧するものとする。

- 11 伐倒作業に伴い発生した末木、枝条等を沢地、河川の流路等、道路又は道路の排水施設付近に放置してはならないものとする。

(採材)

- 第 28 条 採材は、特段の指示がある場合を除き 4 m採材を原則とする。ただし、曲がり、腐食等の欠点がある場合には、3 m又は 2 mの採材も可とする。

- 2 測竿を使用するときは、監督職員の検査に合格したもの又は指定したものを使用するものとする。

(玉切り)

- 第 29 条 玉切りは、表示されたところを樹心に直角に切断するものとする。

- 2 長材、銘木等特殊材の採材については、監督職員の指示に従い、特に木取り長級に注意するものとする。  
3 延寸については、森林管理局で定める採材寸法表等に示すとおりとする。

(集材)

- 第 30 条 集材方法は、監督職員の指定した又は承認を受けた方法により行うものとする。

- 2 集材に伴う支障木の伐採は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。  
3 支柱及び予備支柱に使用する立木並びに土場の位置及びに広さについては、監督職員の指示を受けてから決定するものとする。  
4 各支柱のブロック及び控索取付位置には「あて木」を取り付け、立木を保護しなければならない。  
また、林地の保全や保残木、稚幼樹等の保護に特に留意しなければならない。  
5 伐倒した材は、集材漏れのないよう留意しなければならない。  
6 作業中材に著しい損傷を与えた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならぬ。  
7 先山荷掛けは、材が損傷又は落下しないように適確な箇所を結束するものとする。  
8 荷掛けは、玉切り造材が容易に出来、かつ、材が損傷しないように行うものとする。  
9 機械据付箇所、土場その他の作設で林地を削りとる場合は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。  
10 枝条の処理は、原則先山に還元することとするが、集積する場合は監督職員の指示に従わなければならない。  
11 機械集材装置の構造については、関係諸法令等に適合したものとし、適切に設置しなければならない。12 作業に当たっては、作業従事者の連携を密にすることはもちろん、天候、勾配、車両等との距離等に細心の注意を払わなければならない。

13 集材を完了した後及び作業の途中であっても大雨が予想される場合は、森林作業道の流水による浸食を防ぐため、簡易な排水路等を作設するものとする。

#### (森林作業道)

第31条 森林作業道の作設に当たっては、関係法令を遵守するとともに、林地保全及び保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。

2 森林作業道の線形の決定及び作設に伴う支障木の伐採は、監督職員の指示を受けてから行うものとする。

3 幅員は、各種法令等の定める範囲内において必要最小限とし、山腹の崩壊を防止するため路面の水処理を適切に行うものとする。

4 作設に伴い発生した根株は、盛土のり面保護工として利用するものとする。

また、盛土のり面保護工に向かない根株や末木枝条等は、安定した状態にして自然還元利用をはかることとし、沢地、河川の流路等、道路及び道路の排水施設付近に放置してはならない。

5 森林作業道の曲線部及びその他の危険箇所は、区域表示するとともに必要な防備を行うものとする。

#### (土場)

第32条 土場の設置場所は、監督職員の指示を受けて適切な場所を選定し、その大きさは各種法令の定める範囲内において必要最小限のものとする。

2 土場の作設に当たっては、作業者の退避場所を必ず設け、標示を行うものとする。

3 造材終了後は速やかに丸太を整理し、丸太の滞荷は最小限に止めることとする。

なお、土場及びその周辺は、作業の妨げとならないよう常に整理整頓しておくものとする。

4 土場作設に伴い発生した末木枝条等を沢地、河川の流路等、道路又は道路の排水施設付近に放置してはならないものとする。

#### (巻立)

第33条 巷立作業は、森林管理局で定める巻立基準表等により行うものとする。

ただし、監督職員の指示がある場合はこの限りでない。

2 巷立の場所は、監督職員の指示により決定するものとする。

3 巷立に当たっては、材の木口をそろえ整然と行うものとし、傾斜地等の巻立では落木等のないように適切な防止処置を講じなければならない。

4 大径材は、なるべくはいの下部に積み込むものとする。

5 搬出された材は速やかに巻立を完了するものとし、はい積未済で翌日以降へ越す材は、他の材と混同しないよう整理するものとする。

6 素材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにしなければならない。

7 次工程があり特に巻立を要しないものであっても、安全確保上必要と認められる

場合は、木直し等の処置をしなければならない。

( トラック運材)

第 34 条 運搬途中の荷崩、転落を防止するため、完全に荷締を行い、運搬途中乗務員は隨時下車し、点検するものとする。

- 2 運搬に当たっては、監督職員又は発注者の指定する職員による封印を受けなければならない。ただし、発注者は、請負者又は発注者の定める第三者に封印の実施を委任することができる。
- 3 封印の実施を委任された請負者は、適任者を指名し書面を以て監督職員に報告し承認を受けなければならない。
- 4 トラックの運行経路は、監督職員の指定した路線を運行するものとする。  
ただし、監督職員の指示又は承認を受けた場合はこの限りでない。
- 5 積荷から検査を終了するまでの間において、輸送物件に生じた損害の賠償は、請負者の負担とする。

(別紙)

## 製品生産事業請負実行管理基準

### 1 目的

この基準は、製品生産事業請負の実行について、契約書類に定められた事業期間及び事業目的の達成並びに品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2 適用

この基準は、製品生産事業請負標準仕様書第13条の規定に基づいて定めたものである。

### 3 構成

この基準に規定する実行管理の管理項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実行管理
  - (a) 事業工程表
  - (b) 請負事業進行報告書
  - (c) 事業区域の確認
  - (d) 事業日報
- (2) 実行記録写真管理
  - (a) 実行記録写真の撮影要領
  - (b) 実行記録写真の撮影と整理

### 4 管理の実施

- (1) 現場代理人又は担当技術者は、作業の実施の都度、その結果を記録とともに、その結果に基づいて適切な実行管理を行わなければならない。
- (2) 測定等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督職員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。
- (3) 実行管理の記録は、事業実行中現場事務所等に備え付け、常に監督職員の閲覧に供されるように、整理しておかなければならぬ。

### 5 管理項目及び方法

- (1) 事業進捗状況管理
  - (a) 事業工程表
    - ア 請負契約約款第3条に基づいて提出する事業工程表は、月次計画表を原則とする。
    - イ 事業の進行管理は、計画と実行とを対比させた事業工程表により行うものとする。
    - ウ 事業工程表を変更する必要がある場合は、遅滞なく変更事業工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。
  - ただし、監督職員の承諾を得た場合は、提出を省略することができる。

(b) 請負事業進行報告書

ア 発注者が別に定める請負事業進行報告書を毎月に作成し、翌月 5 日までに監督職員に提出することとし、その証拠書類を整備しておかなければならぬ。

(c) 事業区域の確認

ア 実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、測量標、基準標、用地境界杭等を確認し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

(d) 事業日報

ア 着手から完了までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した作業日報を作成しておかなければならぬ。

(e) 電子メール等により提出する場合の留意事項

ア 請負事業進行報告書、事業日報（監督職員の請求があった場合に限る）について電子メール等により提出する場合は、発注者が指示した方法によるものとする。

(2) 実行記録写真管理

(a) 実行記録写真の撮影要領

ア 実行記録写真是、事業完了時に確認できない部分等の証拠及び品質管理等実行管理に役立たせるために撮影するものとし、事業着手から完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならぬ。

イ 各作業種別の実行記録写真の撮影は、別表「実行記録写真の撮影要領」によるものとする。

(b) 実行記録写真の撮影と整理

ア 実行記録写真の撮影と整理は、(a)によるほか、次の各項によらなければならない。

(ア) 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。

- ① 事業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板
- ② 写真機（予備を用意しておくこと）
- ③ 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等

(イ) 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

① 実行の過程、出来形確認、不明視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真是、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう事業の進行と並行して、適切かつ正確に行わなければならない。

② 撮影後は、できるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。もし撮影が不完全な場合

は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。

- ③ 事業完了後、出来形の確認が困難なものについては、もれなく撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても、埋設部分と関連して必要な部分、検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、もれなく撮影するものとする。
- ④ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならぬ。特を構造物については、黒板等に設計の形状寸法を記入して写真中の寸法とて比較できるようにしておかなければならない。
- ⑤ 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。
- ⑥ 局部的なものであっても、事業完了後、その部分が全体の中でどの部分であるかを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかなければならない。
- ⑦ 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。また、実行前の写真になるべく実行後も残る物体を入れて撮影しなければならない。
- (ウ) 提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
- (エ) 写真の整理方法については、実行写真の撮影要領に示す区分及び項目別に順序よく編集し、四ツ切以上のアルバムに貼付し、台紙下欄に次の各号について記述しなければならない。
  - ① 写真中の黒板で作業種、作業内容等の明らかなものは、撮影方向と作業の説明
  - ② 黒板の入っていないもの又は不明瞭なものは、黒板記載事項、撮影方向及び作業の内容
  - ③ 構造物等で写真中の黒板に設計の形状寸法を示していないものは、形状寸法の説明

(c) デジタル写真の場合の留意事項

ア 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の了承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを、指標とする。

#### ウ 写真ファイル

記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

#### エ その他

- (ア) 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi 以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で 3 年間程度顕著な劣化が生じないものとする。
- (イ) 電子媒体を納品に使用する場合は、CD-R を原則とする。ただし、監督職員の了承を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。なお、属性情報、フォルダ構成等については監督職員と協議の上決定する。また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

(別表)

### 実行記録写真の撮影要領

撮影区分	撮影箇所	説明
事業着手前	事業箇所	事業地の遠景、近景等事業着手前の森林状況を撮影
事業区域	区域表示	事業区域の区域表示の周辺の状況を撮影
伐倒	伐倒箇所	立木の伐倒前と伐倒後の状況を撮影 チェーンソー等の使用状況を撮影
採材	土場	採材を実行している状況を撮影
玉切り	土場	玉切りした後の木口面を撮影
集材	集材装置	集材装置の設置状況、稼働状況及び撤収状況を撮影 先山における集材前、集材中及び集材後の状況を撮影
土場	土場	作設前、使用中及び撤収後の状況を撮影
巻立	巻立土場	使用している機材の状況 巻立前、巻立中及び巻立後の状況を撮影（木口面、長級面）
トラック運材	トラック	使用している機材の状況、積込の状況、荷締め機の状況及び封印の使用状況を撮影
完了	事業箇所	着手前と同一箇所から遠景及び近景を撮影
その他	その他必要事項	前各号に準じて撮影

(別紙)

## 林野火災防止に関する誓約書

林野火災は、ひとたび発生すると、乾燥、強風等の気象的要因や、落葉、枯草等の堆積状況等によっては一気に被害が拡大する危険性を有しており、その未然防止が極めて重要です。

林野火災の原因の多くは火の不始末等による人為的なものであり、森林整備に携わる者としては特に注意していく必要があると認識しています。

このため、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、林野火災防止に関し、約款、標準仕様書及び特記仕様書（特記仕様書に定めがあれば記載）の遵守を改めて誓約するとともに、国有林野内において、下記の事項を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

1 標準仕様書第4条第9項を遵守し、作業員等に徹底させます。

標準仕様書第4条第9項

請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について  
万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴つて発生した雑木、草等を野焼きしては  
ならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火氣の使用を禁止し  
なければならない。

2 標準仕様書第4条第9項に基づく喫煙の指定場所（以下「指定場所」という。）につ  
いては、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定します。また、作業中  
の喫煙は厳に慎むこととします。

3 指定場所において、火氣の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の落葉・落枝等の可燃  
物の除去を徹底するとともに、喫煙後は、消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰  
ります。

4 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛  
び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行います。

5 本事業に従事するすべての作業員に対して、誓約事項を周知徹底します。

森林管理署長 殿  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称

注：事項は上記に加え、その他、任意に追加しても構わない。

# チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

(調査・記録での活用可能)

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

事業者名	印
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

第 回改定：令和 年 月 日

事業場(現場・団地)名 作業場所(林班等) 作業班名	
作業責任者名・連絡先	
作業期間	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日
作業地の概況	①地形の状況 (傾斜) 平地 傾斜地 段差地 (傾斜地の場合) 急傾斜 中間 なだらか (平均的な傾斜。) (斜面の向き) 日照よい(南向き等) それ以外(北向き等) (※留意点 )
	②地質・水はけの状況 (岩石地・崩壊地) 大きい 中間 小さい (※留意点 ) (転石・浮石) 多い 中間 少ない (※留意点 ) (水はけ) よい 中間 悪い (※留意点 )
	③埋設物・架空線の近接の状況 (埋設物) 無 有 ( ) (※留意点 ) (架空線) 無 有 ( ) (※留意点 )
	④伐倒対象の立木の状況 (樹種) スギ ヒノキ その他 ( ) (樹齢) ( ) 年生が主体 (大きさ) 胸高直径 ( cm程) 樹高 ( m程) (大きさのばらつき) 多い 中間 少ない (※留意点 ) (立木の密度) 密 中間 疎 (※留意点 )
	⑤つるがらみ、枝がらみの状況 (つるがらみ) 無 有 (※留意点 ) (枝がらみ) 無 有 (※留意点 )
	⑥枯損木等の状況 (枯損木) 無 有 (※留意点 ) (風倒木) 無 有 (※留意点 )
	⑦下層植生の状況 (かん木) 密 中間 疎 (※留意点 ) (草本) 密 中間 疎 (※留意点 )
	⑧作業の方法 チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他 ( )
	⑨伐倒の方法 間伐(定性 列状) 皆伐 択伐 切捨て その他 ( )
	⑩伐倒の順序 尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他 ( )
⑪かかり木処理の作業方法 車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他 ( )	
⑫退避場所設定標示 テープ表示 その他 ( )	
⑬立入禁止設定標示 標識看板 繩張り カラーコーン その他 ( )	
⑭合図の方法 笛 トランシーバー 手旗 その他 ( )	

	⑯ 伐倒木等転落・ 滑動防止措置	杭止め 支柱 下方の立入禁止 その他 ( )
	⑰ その他安全対策	

## 作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。

なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	作業者名	チェーンソー使用 有無	チェーンソーメーカー —	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応	⑯ 緊急車両の走行 経路、緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度 : 経度 :	
			消防署(電話 )、病院(電話 )	
			緊急車両待合せ場所(林道等名称・位置) 会社(○○事務所)(電話 )	
備考	⑰ 携帯電話等・無 線通信による通信 可能範囲	林道等名称・位置		

(※1)各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。

(※2)記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

## (裏面) 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

### 1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

### 2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にすること。
- (3) 「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「①地形の状況」の(傾斜)の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- (5) 「①地形の状況」の(傾斜地の場合)の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜(おおよその傾斜角度)を記入すること。
- (6) 「①地形の状況」の(傾斜の向き)の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か(北向き等により日照がよいといえないか等)を記入すること。
- (7) 「②地質・水はけの状況」の(岩石地・崩壊地)の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (8) 「②地質・水はけの状況」の(転石・浮石)の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「②地質・水はけの状況」の(水はけ)の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「③埋設物・架空線の近接の状況」の(埋設物)及び(架空線)の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (11) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹種)の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (12) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹齢)の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (13) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさ)の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- (14) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさのばらつき)の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (15) 「④伐倒対象の立木の状況」の(立木の密度)の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか(密)、疎らか(疎)、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「⑤つるがらみ、枝がらみの状況」の(つるがらみ)及び(枝がらみ)の欄には、伐倒対象の立木でのそれらの有無を記入すること。
- (17) 「⑥枯損木等の状況」の(枯損木)及び(風倒木)の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。
- (18) 「⑦下層植生の状況」の(かん木)及び(草本)の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

### 3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「⑧作業の方法」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を記入すること。
- (2) 「⑯その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメ

ントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

#### 4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
  - ア 労働災害の発生のおそれがある場所
    - (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
    - (イ) 立木に、つるがらみ、枝からみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
    - (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所
  - イ 作業の方法
    - (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番(どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。)がわかるように、必要な情報を記入すること。
    - (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

#### 5. その他

- (1) 「⑯携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信(携帯電話(スマートフォンを利用する場合を含む。)及びPHS。)又は無線通信(トランシーバーを含む。)による通信が可能である範囲を記入すること。

## 2. 東北森林管理局仕様書

### (1) 作業仕様書

#### 第1章 総 則

1. 本事業は、製品生産事業請負標準仕様書及び東北森林管理局仕様書より行うものとする。
2. 立木資材の引渡は、契約後に監督職員より請負者又は請負者の代理人に対し行うものとする。  
請負者は、立木資材の引渡を受けた都度、受領書を提出しなければならない。
3. 作業箇所で発生した同時販売材は、発注者の販売価格で購入するものとする。
4. 完了検査は森林管理署長の指定する土場で行う。
5. 発注者又はその指定する検査職員の行う完了検査は、検査規定に基づいて算出した数量について行うものとする。
6. 製品生産事業請負契約約款、製品生産事業請負標準仕様書及び本仕様書に疑義を生じたときは、総て監督職員の指示を受け、これに従うものとする。

#### 第2章 伐木造材作業

1. 採材寸法は、別表「造材基準寸法調書」又は「造材標準木取寸法調書」によるものとする。  
なお、監督職員から採材寸法表によらない寸法があった場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
2. 伐採方法は、入札公告及び発注者の定める方法によるものとする。
3. 入札公告及び契約内容と異なる搬出路、土場等が必要になった場合は、監督職員の指示を受け、直ちに必要な措置等を行うものとする。

#### 第3章 プロセッサ造材作業

1. 運転席から材の状態を確認できるよう、運転席の正面に材を向けて作業すること。
2. 採材の方法は、第2章2に準ずること。なお、測尺の精度については、定期的に確認すること。
3. ナイフは、毎日研石で研ぐこと。さらに作業中であっても切れ味が鈍った時は適宜研ぐこと。
4. ソーチェーンは、常時交換用を用意しておくこと。
5. 造材作業中は、運転席からアーム・ブームを伸ばした距離の2倍を半径とする円の範囲内と材を送る方向には他の作業者を立ち入らせないこと。
6. 作業機で枝条整理又は丸太整理等を行う場合は、滑落等に注意すること。

## 第4章　巻立作業

1. 巒立単位は、「素材巻立区分調書」によるものとする。
2. 樟間隔は0.6m以上とし、一樟の数量については監督職員の指示によること。
3. 樟積する箇所は、作業着手前に地盤の傾きや緩みがないか必ず確認するとともに、地盤が不安定な場合及び凍結・融解等により地盤に緩みが生じる可能性がある場合は、バックホウ等で適切に整地し、台木となる丸太を複数本活用する等地盤の補強を図ること。また、樟積は、丸太の滑落・転動防止を図るため、次の積み方を基本とする。
  - ア 下方から安全に材を落ち着かせながら慎重に積み上げ、樟の高さは安全で作業しやすく荷加重で樟が偏らない高さ（3m程度まで）とすること。但し、併用林道に樟積する場合で通行規制ができない場合は樟積の高さを2m程度とし、道路管理者へお知らせしたうえ、林道入口等には注意喚起を明示した看板を設置すること。
  - イ 樟積の両端はカンザシ積の最下部に、林道側に傾かないよう比較的大径の台木を置いたうえにカンザシ積を行い、カンザシは歯止めをして安定させること。
  - ウ カンザシ積を行わない場合、立木の利用や杭打ち等を行い、丸太の滑落・転動防止を図ること。
4. 作業上使用する丸太等については、監督職員の指示に従うこと。
5. 材の取扱いを慎重にし、損傷しないようにすること。

## 第5章　素材の管理

1. 請負者は、山元における仕掛け素材の適切な管理を期すため、門扉等の設置や盜難防止に関わる措置を行わなければならない。
2. 門扉等の設置に当たって設置箇所及び門扉等の構造については、監督員とあらかじめ協議すること。
3. 仕掛け素材の管理にあっては、作業終了時の素材の仕掛け状態を把握し、翌日の作業開始時に異常の有無を確認すること。

## 第6章　その他

1. 森林作業道上の地曳運材（トラクタ全幹集材等）は、原則認めないものとする。  
但し、監督職員の許可を得た場合は、この限りではない。

## (2) 請負金額確定及び部分払いに関する仕様書

### 請負金額確定（精算）

本請負事業は概算契約であるからその精算が必要であり、約款第1条14項に規定する請負金額の確定方法は、次のとおり行うものとする。

#### 1. 直接費確定額

直接費確定額＝直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を積算して確定直接費合計を算出する。ただし直接費変動費単価及び直接費固定費金額は予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

#### 2. 間接費確定額

$$\text{間接費確定額} = \frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費金額} + \text{労務関係費}) +$$

官給材料取扱経費とする。

この場合直接費合計額、諸経費金額、労務関係費、官給材料取扱経費は予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

#### 3. 消費税

$$\text{消費税額} = (\text{直接費確定額} + \text{間接費確定額}) \times \frac{10}{100} \quad \text{とし、円未満の端数は}$$

切り捨てるものとする。

#### 4. 精算

請負金額確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし請負金額確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

#### 5. 計算様式

別紙完了検査調書内訳書のとおりとする。

## 部 分 払

約款第38条8項に規定する部分払の請負金額相当額算定方法は、次のとおり行うものとする。

### 1. 既済部分に対する部分払

指定中間検査場所における検査合格数量に対する部分払とし、その請負金額算定は次による。

$$\begin{array}{r} \text{本回出来高直接費} \\ (\text{直接費単価} \times \text{本回検査数量} + \frac{\text{直接費合計}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計}) \\ \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10} \end{array}$$

以内とし千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとする。

直接費単価は当該指定中間工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

本回出来高直接費は直接費単価×本回検査数量とする。

### 2. 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡数量）に対する部分払とし、その請負金額算定は次のとおり行うものとする。

$$\begin{array}{r} \text{本回出来高直接費} \\ (\text{直接費単価} \times \text{本回引渡数量} + \frac{\text{直接費合計}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計}) \\ \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10} \end{array}$$

以内とし千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程ま

での変動費、固定費を含む単価とする。

ただし、既済部分で部分払をした場合の直接単価は指定中間工程の次工程以降生産完了工程までの単価とする。

本回出来高直接費は直接費単価×本回引渡数量とする。

### 3. 計算様式

別紙部分検査調書内訳書のとおりとする。

#### 検査結果の通知

約款第32条2項及び約款第38条2項に規定する通知は、検査合格数量及び請負金相当額等について別に定める各通知書により行うものとする。

最終巻立検査合格の場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負予定金額増減内訳書及び請負予定数量増減内訳書を含む協定書を作成し、すみやかに請負者に通知して協議するものとする。

事業が完了した場合は、協定締結による確定数量及び確定総金額について、別に定める「事業完了検査合格及び請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

別紙

## 造材仕様書

東北森林管理局

### 1 造材基準寸法

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ( 1 ) 天然秋田杉、天然スギ、ヒバ   | 別表( 1 ) |
| ( 2 ) 秋田杉、スギ、マツ類、他針葉樹 | 別表( 2 ) |
| ( 3 ) 広葉樹             | 別表( 3 ) |

### 2 造材基準寸法の基本事項及び採材に当たっての留意事項

#### ( 1 ) 天然秋田杉、天然スギ

ア天然秋田杉、天然スギは、原則4.00m採材とする。  
イ曲り、腐れ等の欠点により4.00m以上の採材が不適なものについては、必ず、局担当者及び市場関係者の意見を聞き取り採材長級を決定すること。  
ウ根空材は、一番玉の利用価値を高めるため有り寸で除去したものであるが、一般材との継材として有効活用が図られる良質材（目詰り、色艶等良好な材）は、根空部分を除去しないこともできる（根空付丸太）。この場合は、一般材と根空部分は明確に区分（表示）すること。

#### ( 2 ) ヒバ

アヒバは原則4.00m採材とする。  
イ良質通直材及び大径材については寺社仏閣への需要を考慮し、出来るだけ長尺に採材し、付加価値を高める。  
ウ曲り、腐れ等の欠点により4.00m以上の採材が不適なものについては、1.90m採材とするが、市場のニーズに合わせて3.00m、2.10m採材も可能とする。  
エ根空、端材等、主要産材の価値を高めるため欠点部分を有り寸で除去した材は、木工品等への需要があることから、安易に原料材とせず一般材としての採材に努める。

#### ( 3 ) 秋田杉、スギ

ア林齢が概ね80年生以上で径級36cm以上の材は、天然秋田杉に代わるものまたは高級造作材としての需要を考慮し、原則4.00m採材とする。  
イ通直な細丸太で芯持柱適材として付加価値が見込まれる場合は、市場のニーズを的確に捉え、3.00mに採材するものとする。  
ウ根曲材は、一番玉の利用価値を高めるため有り寸で除去したものであるが、一般材との継材として有効活用が図られる良質材（目詰り、色艶等良好な材）は、根空部分を除去しないこともできる（根空付丸太）。この場合は、一般材と根空部分は明確に区分（表示）すること。

#### ( 4 ) その他針葉樹

- ア アカマツは、原則 4 . 0 0 m 採材とするが、天然木等の良質材については、曲材であっても出来るだけ長尺に採材すること。
- イ ヒメコマツ、ネズコの大径良質材は、ツキ板、壁材、建築材などに天然木としての利用価値が認められることから、原則 4 . 0 0 m 採材とする。
- ウ ア、イ以外のその他針葉樹はについても、原則 4 . 0 0 m 採材とするが、優良材に該当するような場合は、できるだけ長尺に採材すること。

#### ( 5 ) 広葉樹

- ア 広葉樹の採材は、一般材比率の向上を第一義に、木工用等も含めて多種多様な採材に努める。
- イ 一般材は、長級 2 . 2 0 m を主要寸法とし、径級は 2 2 c m 以上（ 2 2 c m は欠点の少ないもの）とする。ただし、地域の実情に合わせて 1 . 2 0 ~ 2 . 1 0 m 採材も可能とする。
- ウ 長級 1 . 2 m 未満の素材や 2 0 c m 以下の素材であっても特定の需要を有するものは一般材として採材する。また、欠点部分を有する材で、木工等に利用できる部分が 5 0 % 以上を占める場合は一般材に採材する。
- エ 優良材の採材は、利用目的を勘案し、2 . 2 0 m にこだわらず出来るだけ長尺に採材する。
- オ ケヤキについては乾燥における木口割れ防止のため「サバ止め」を行い、サバ止め部分は材積に算入しない。

### 3 その他

- ( 1 ) 曲り、節等の欠点を考慮し、一般材比率を高め有利採材に努めること。
- ( 2 ) 寸切れのないよう延寸を付けて採材することとするが、延寸の長さは、天然木にあっては 6 c m 以内、造林木にあっては機械化の進展状況等を考慮し 1 0 c m 以内とし、需要先のニーズに合った必要最小限とすること。

造 材 基 準 寸 法 表

別表(1)

天然秋田杉、天然スギ、ヒバ

樹種名	材区分	径 級 (cm)	長 級 (m)	品 等	用 途	摘 要
天然秋田杉 天然スギ	一般材 小割材 多節材	44下	4.00	1~4等	一般製材 桶樽 木工等	径級28cm以下の材については、特別な需要に対応する場合に限り3.65mで採材できるものとする。
			2.00			
	根空材		4.00	1~4等	銘木 一般製材 桶樽 木工等	2.00mは、曲り腐れ等の欠点により4.00m等の採材が不適なものに限る。
			2.00			
ヒ バ	一般材	13下	4.00	1~2等	一般材 杭、丸棒	
			1.90			
		14上	4.00	1~4等	銘木 一般製材	良質通直材及び大径材は、寺社仏閣等への需要により可能な限り4.00m以上に採材すること。
			3.00 2.10 1.90			
	多節材	14上	1.90未満	1~4等	桶樽 木工等	根空、端材等、主要生産材の価値を高めるため、欠点部分を除去したもので有り寸とする。
			4.00 3.00 1.90			
	低質材	全	2.00以下	原料材	チップ等	3等下に該当する素材で、多節、ねじれが顕著なものに限る。

## 別表(2)

## 秋田杉、スギ、マツ類、他針葉樹

樹種名	材区分	径級 (cm)	長級 (m)	品等	用途	摘要
秋田杉 スギ	一般材	13下	4.00	込	一般製材 杭・丸棒 等	
			3.00			
			2.00			
		14~28	4.00	元玉	一般製材 集成材 芯持柱 等	芯持柱は、3.00mの1~2番 玉で節の小さい(1cm程度) 通直材に限る。(許容範 囲16~26cm)
			3.65			
	30上	3.00	2.00	元玉 中玉 A 中玉 B	一般製材 集成材 割柱 等	割柱は、林齢が概ね70年 以上の3.00mの1~2番玉 で目流れのない材、年輪 幅が均一な材に限る。
		1.82				
		4.00 3.65 3.00 2.00 1.82	4.00			
			3.65			
			3.00			
アカマツ クロマツ	合板材	14上	2.00	込	合板 集成材等	腐れ、虫喰い、曲り等の 欠点により一般製材に向 かない場合に限る。
	根曲材	全	1.20未満		格天 木工等	主用生産材の材質区分を 高めるため、根曲り、根 張り部分等を有り寸で除 去するものであること。
アカマツ クロマツ	低質材	全	1.00未満	端尺材	木工等	主用生産材の価値を高め るため、腐れ、曲り等の 欠点部分を除去したもの で有り寸とする。
	低質材	全	2.00以下	原料材	チップ等	一般製材、合板用材、木 工等に適さない場合に限 る。

樹種名	材区分	径 級 (cm)	長 級 (m)	品 等	用 途	摘 要
カラマツ	一般材	13下	4.00	込	一般製材 杭・丸棒	
			3.00			
	合板材	14上	4.00	1~4等	一般製材 集成材等	品等が降格しない範囲で 可能な限り4.00m以上に採 材すること。
			3.00	込		
	低質材	全	2.00以下	原料材	合板 集成材等	腐れ、虫喰い、曲り等の 欠点により一般製材に向 かない場合に限る。
			2.00			
ヒノキ ヒメコマツ ネズコ その他針葉樹	一般材	全	4.00	1~4等	一般製材 等	高品質材に該当する場合 は、4.00m以上で採材する こと。
	低質材	全	3.00	込		
			2.00			
			2.00以下	原料材	チップ等	一般製材、合板用材、木 工等に適さない場合に限 る。

別表(3)

## 広葉樹

樹種名	材区分	径級 (cm)	長級 (m)	品等	用途	摘要
ブナ	一般材	22上	2.20	1~4等	家具 楽器 床材 単板 木工等	
ケヤキ	一般材	22上	2.20 有り寸	1~4等	家具 楽器 木工 ツキ板等	欠点を除去し、できる限り通直な長尺採材とする。ただし、サバ止めとし、サバ止め部分は材積に算入しない。
ナラ ヤチダモ センノキ カツラ ホオノキ サクラ ウダイカンバ	一般材	22上	2.20 有り寸	1~4等	家具 床材 壁材 木工 ツキ板等	大径良質な通直材は、できる限り長尺に採材する。
イヌエンジュ キハダ	一般材	14上	2.20	1~4等	家具 木工等	
			3.30	1~4等	床柱	
			3.40~ 4.00	1~4等	落掛 床框	
		30上	4.20	1~2等	建具等	キハダ
クリ	一般材	16上	3.00 4.00	1~4等	土台等	通直材に限る。
		22上	2.20	1~4等	家具 床材 木工等	
その他広葉樹	一般材	22上	2.20	1~4等	一般製材 木工等	
広葉樹	低質材	全	2.20以下	原料材	チップ等	一般製材、木工等に適さない場合に限る。

## 造材実施要領

### 1. 木取り

- (1) 木取りの適否は、生産材の商品価値や材の利用に及ぼす影響が大きいことから、曲り・節等の欠点を考慮し有利採材に努めること。
- (2) 天然スギ・スギについては、商品価値を高めるため根張りや根空を有寸で除去すること。
- (3) 広葉樹については、曲りの除去等きめ細かい採材を行い、類生産比率の向上に努めること。
- (4) 所定の測尺竿を正確に使用し木取りを行うこと。

### 2. 玉切り

- (1) 木取りによって標示されたところを、樹心に直角に玉切りし「段付き」「引き抜け」「木口割れ」等のないようにし、木口面が不十分なものが出てた場合は、鋸断し直すなど造材仕上げを行うこと。
- (2) ソーチェーンの目立ては適切に行い、きれいな木口となるように努めること。

### 3. 延寸

延寸については、天然木にあっては5cm以内、造林木にあっては5cm以内とし、造林技術の向上により寸切れの生じないようにする。

### 4. 枝払い

枝払いは、材面に沿って平滑に行うこと。

### 5. 造材基準寸法の徹底

造材基準寸法の徹底を期するため、作業現地等に造材基準寸法表を掲示するほか、携行させる等して作業者に周知すること。

### 6. 有用樹種の長材生産について

ケヤキ等有用樹種の採材にあたっては、一般的に長材とすることが有利であるので次の点を考慮し極力長材生産に努めること。

- (1) 利用目的を勘案し、品等が降格しない範囲の直材とすること。
- (2) ケヤキについては、乾燥過程における木口割れの防止のため「サバ止」を行うこと。

### 7. 測尺竿の点検

測尺竿等所定の計測器具は、隨時点検整備すること。

(様式4)

## 造材基準寸法調書

三陸北部森林管理署久慈支署

樹種	径級	等級・材質	材長	延寸	主たる用途	適用
スギ	8cm上	込	2.00m	10cm以内	一般材	一般製材
"	"	込・元玉・中玉 中玉A、B	3.00m	10cm以内	一般材	指示あれば採材すること
"	"	込・元玉・中玉 中玉A、B	4.00m	10cm以内	一般材	一般製材
スギNA	6cm上	原料材	2.00m	—	低質材	曲り、腐れ、根張り等の欠点がある場合
カラマツ	8cm上	込	2.00m	10cm以内	一般材	一般製材
"	"	込・1等～4等	3.00m	10cm以内	一般材	指示あれば採材すること
"	"	込・1等～4等	4.00m	10cm以内	一般材	一般製材
カラマツNA	6cm上	原料材	2.00m	—	低質材	曲り、腐れ、根張り等の欠点がある場合
アカマツ	8cm上	込	2.00m	10cm以内	一般材	一般製材
"	"	込・1等～4等	3.00m	10cm以内	一般材	指示あれば採材すること
"	"	込・1等～4等	4.00m	10cm以内	一般材	一般製材
アカマツNA	6cm上	原料材	2.00m	—	低質材	曲り、腐れ、根張り等の欠点がある場合
広葉樹	24cm上	1等～4等	2.20m	6cm以内	一般材	一般製材
その他広葉樹	6cm上	原料材	2.20m	—	低質材	曲り、腐れ、根張り等の欠点がある場合

注：需要動向に応じ上記以外の造材寸法が要求され有利販売につながるときは、監督員の指示に従い採材すること。

# 素 材 卷 立 区 分 調 書

樹種	用途	長級(m)	径級(cm)	1巻立の目安数量(m <sup>3</sup> )	品等	備考
秋田杉	一般材	4.00	10~13	20	込	
			14~16	20	込	
			18~34	30	元玉・中玉・中A・中B	
			36上	30	元玉・中A・中B	
		3.65	18~34	30	元玉・中玉・中A・中B	
			36上	30	元玉・中A・中B	
		3.00	16~34	30	込・元玉・中玉・中A・中B	
		2.00	18上	30	込	
	合板材	2.00、4.00	18上	30	込	
カラマツ	一般材	4.00	10~16	20	込	
			18~28	30	1~3等	
			30上	30	1~4等	
		2.00	18上	30	込	
	合板材	2.00、4.00	18上	30	込	
	低質材	2.00	10上	30	原料材	
アカマツ	一般材	4.00	18~28	30	1~3等	
			30上	30	1~4等	
		2.00	18上	30	込	
	合板材	2.00、4.00	18上	30	込	
	低質材	2.00	10上	30	原料材	
広葉樹	一般材	2.10~2.20	22下	20	込	
			24上	20	1~4等	
	低質材	2.10~2.20	10上	20	原料材	

上記によりがたい場合は監督員等の指示によること。

巻立と巻立の間隔は約60cm以上を空けること。

巻立の高さは、約2mを上限とすること。(2m以上の場合は、はい作業主任者の配置が必要)

### 3. 特記仕様書

東北森林管理局

#### 森林作業道作設特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

##### 1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、入札説明時に交付している作業計画図（路網計画図）に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を上記の作業計画図等図面（1/5000）にかん入し、監督職員に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。  
特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、監督職員の確認を受ける。変更が生じたときも同様とする。
- ④ 監督職員は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は監督職員の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

##### 2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固で簡易な土構造による路体とすることを基本とする。  
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

### 3 森林作業道の施工規格

#### (1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・効率性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区间に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

#### (2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、また、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分（59°）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分（73°、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土法面勾配を調整する。

#### (3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。  
なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。
- ② のり面勾配は1割（45°）程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土はのり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。  
なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。  
また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。
- ④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方

向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

#### 4 施工管理

- ① 作業の種類毎に、施工前、施工中、施工後の写真を数カ所（2枚以上）撮影し提出する。
- ② 事業終了時には洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

#### 5 事業計画書への記載

森林作業道作設計画については、事業計画書（事業工程表）に記載して提出する。

#### 6 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に發揮するために必要な路網を整備する。

##### 別紙

##### 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網 森林作業道	路網密度
		林道	林業専用道	小計		
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	15 ~ 20	20 ~ 30	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15~30°)	車両系	15 ~ 20	10 ~ 20	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系				0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30~35°)	車両系	15 ~ 20	0 ~ 5	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系				0 ~ 25	15 ~ 50
急峻斜地 (35° ~)	架線系	5 ~ 15	—	5 ~ 15	—	15 ~ 15

## 渓畔周辺における生産事業実施に係る留意事項

### (渓畔周辺について)

渓畔周辺は、設計図書であらかじめ国有林野施業実施計画図(1/20,000)により示した沢から高木性の平均樹高の幅以上(25m以上)とする。

なお、設計図書で渓畔周辺として表示している場合はその区域とする。

不明な場合は、監督職員の指示を受けること。

### (渓畔周辺内の作業)

渓畔周辺で伐採する場合は、残すべき樹木、下層植生及び表土の保全、土砂流出の抑制に努めること。

伐採木の標示が無い場合(標準地調査)は、事前に監督職員の指示に従い伐採木を選定すること。

### (森林作業道作設)

森林作業道の作設にあたっては、渓畔周辺で計画しないことし、やむを得ない状況により渓畔周辺を横断等、必要がある場合は、事前に監督職員に指示を受けること。

### (その他)

列状間伐箇所においては、下層植生及び表土の保全に留意する必要があることから、伐採後の列間に林業機械を走行させないこと。

## 林地保全（編柵等作設）特記仕様書

本特記仕様書は、水質汚濁対策防止としてあらかじめ設計図書等により表示している場合に行うものとし、実行に当たっては監督員の指示を受けるものとする。

### （編柵の作設）

沢に土砂の流入の危険のあるところや作業路の泥水等が直接沢に流入する危険のあるところは、1種編柵工（ネット）及び2種編柵（サンドマット）を行うこと。

### （緑化工）

作業路や土場敷からの表土の流出・表面浸食を防ぐために実施し、その際に自然植生の回復も考慮しながら行うこと。

### （その他）

実施にあたっては、（別紙）「製品生産事業請負実行管理基準」に基づき行うこと。

## 特　記　仕　様　書

- 1　虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- 2　特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 3　林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。

# 三陸北部森林管理署久慈支署特記仕様書

本事業の入札の執行及び実施にあたっては、製品生産事業請負標準仕様書、東北森林管理局仕様書、造材仕様書、森林作業道作設特記仕様書、東北森林管理局特記仕様書、三陸北部森林管理署久慈支署特記仕様書等により行うものとする。

なお、各仕様書等に疑義を生じた場合は、監督職員等の指示を受け、これに従うこととする。

## 1. 請負予定数量に関する事項

- (1) 事業の実施にあたり承認を受けた事業計画書に基づき、月別生産計画等の遵守及び円滑な事業実施に努めること。
- (2) 請負予定数量に達した、あるいは監督職員等が素材生産量を確認するために必要と判断し、作業の中止を指示した場合は、この指示に従うこと。

## 2. 設計図書等に関する事項

- (1) 森林作業道として図示された線形及び延長についてはあくまで予定線であることから、現地の状況を踏まえ、森林作業道作設特記仕様書等に基づき作設すること。
- (2) 作業計画図に図示されている土場及び編柵等についてもあくまで予定であることから、監督職員と疎通の上、現地の状況を踏まえ適切に作設すること。

## 3. 事業区域に関する事項

- (1) 事業区域を確認の上、事業区域外の立木の損傷・誤伐が生じないよう適切に作業すること。また、分収林周辺で作業をする場合は、当該分収林の区域を確認の上、分収木を損傷しないよう特に注意すること。
- (2) 事業区域境が官民界となっている場合は、官民界を示す赤スプレー等の標示を確認の上、境界杭の保全、誤伐の防止に留意して作業すること。
- (3) 事業区域、官民界等標示が不明瞭な場合は、監督職員に連絡し指示を受けること。

## 4. 造材・巻立に関する事項

- (1) 造材については、造材仕様書等に基づき寸切れを生じないよう適切に実施すること。また、泥の付着や損傷をしないよう品質の保持を徹底すること。
- (2) 高品質材が見込まれる針葉樹及び広葉樹の伐採時期・造材方法等については、監督職員等に連絡し指示を受けること。
- (3) 巷立については、巷立区分調書等に基づき、樅の傾きや樅足のゆるみ等不安定な状態

とならないよう適切に行い、一般車道沿いへの巻立は極力避けること。やむを得ず一般車道沿いへ巻立する場合は、一般車道から十分な距離を取るなど被害が生じないよう配慮した上で、立入禁止の措置を講じること。

## 5. 林地保全に関する事項

- (1) 沢へ土砂・泥水が直接流入する危険がある箇所については、1種編柵工(ネット)又は2種編柵工(サンドマット)といった編柵を作設すること。
- (2) 作業路や土場敷等から表土の流出・表面浸食の危険がある箇所については、自然植生の回復を考慮しながら緑化工を行うこと。
- (3) (1)及び(2)については、あらかじめ設計図書等により表示されている場合や、事業実行途中においてやむを得ず必要と判断される場合に行うものとし、実行にあたっては監督職員等の指示を受けるものとする。
- (4) やむを得ず沢を横断する場合や、湧水地や降雨等により水が流れる箇所等での作業においては、現地発生材等を使用し洗越や仮橋の設置など、都度必要な措置を講じること。
- (5) 実施にあたっては、製品生産事業請負実行管理基準に基づき適切に行うこと。

## 6. 法令制限林に関する事項

- (1) 保安林区域内における伐採木の集材・搬出にあたっては、作業行為の手続きが必要となる。また、森林作業道作設等に際し新たに支障木が発生する場合においても、別途伐採手続きが必要となり、以上の手続き完了後でなければ当該作業は着手できないので注意すること。
- (2) 周知の埋蔵文化財周辺において事業を実行する場合は、岩手県教育委員会の立会等手続きが必要となる。この際はあらかじめ監督職員等から指示するので従うこと。また、埋蔵文化財を発見したときは、その現状を変更することなく速やかに監督職員等へ連絡し、指示を受けること。
- (3) その他の法令制限林(砂防指定地等)において各種手続きを要する場合についても、これを完了した後でなければ着手できないことに注意すること。
- (4) 上記手続きを要する場合は、作業着手1ヶ月前をめどに必ず監督職員へ連絡の上、指示に従うこと。

## 7. その他(国有林野管理経営への協力)

- (1) 希少野生生物保護等のため、伐採・搬出等作業時期が制限される場合があるので、監督職員等からの指示に従うこと。
- (2) 事業実行中に森林病虫害が疑われる立木や立枯木を発見した場合は、速やかに監督職員等へ連絡すること。

## 官給材料支給調書

## 生産性向上の促進に関する特記仕様書

東北森林管理局

- 1 請負者は、作業場所、作業工程、出役人員等の管理にあたっては、発注者から契約締結の際に配布する「生産日報アプリ」及び「事業者用ファイル」に入力し整理するものとする。  
なお、「製品生産事業請負実行管理基準」に定める事業日報に替えることができる。
- 2 請負者は、「事業者用ファイル」で自動作成される月別工程管理表及び請負事業進行報告書については、翌月 5 日までに監督職員へ提出するものとする。
- 3 請負者は、「事業者用ファイル」の電子データを、下記（1）から（4）について電子メール等により監督職員へ提出するものとする。
  - (1) 事業着手前に基本情報及び事業工程表を入力したデータ
  - (2) 契約数量の半数を超えた月末時点での整理済みデータ
  - (3) 事業終了後、全ての入力内容の整理済みデータ
  - (4) 監督職員から提出を求められたデータ
- 4 請負者は、発注者が開催する事業着手前の「計画会議」、事業実行中の「実行点検会議」、事業終了後の「改善会議」に出席し、作業工程等を検証するとともに、生産性の向上に向け取り組むこととする。  
なお、各種会議の実施については、1署1事業体以上を抽出することとし、契約締結時に実施の有無を指示する。

様式 1

## 月別工程管理表

年      月

連絡日

物件番号

事業体名 現場代理人氏名 日報作成者氏名	契約事業名 予定生産量 事業期間
	m3 ～

**【間伐】**

作業工程		前月末累計		月		月末累計		生産性 A/B
		実行量 (m <sup>3</sup> ・m・本)	人工数 (人・日)	実行量 (m <sup>3</sup> ・m)	人工数 (人・日)	A (m <sup>3</sup> ・m)	人工数 (人・日)	
森林作業道	作業道							
主伐・間伐	切捨							
	伐倒							
	木寄集材							
	造材							
	運材							
	巻立							
	検知							
	トラック運搬							
	その他							
森林作業道（作設延長m）								
主伐・間伐（巻立数量m <sup>3</sup> ）								
日報入力事務								
自由記載欄								
計(切捨、植付除く)								
生産性(切捨、植付除く)								

## 作業仕様書

### 第1章 総則

- 1 事業の実行に当たっては総て誠意を旨としなければならない。
- 2 本事業の完了検査は森林管理局長等の指定する土場等で行うものとする。
- 3 事業地内の火災予防のために、万全の手配を行うものとする。
- 4 発注者又はその指定する検査職員の行う完了検査数量は、「素材等検知業務請負監督・検査要領」（平成19年5月16日付け19東販第41号局長通達）に基づき算出した数量とする。
- 5 この仕様書において提出を伴うものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができるものとする。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

### 第2章 検知業務

- 1 検知業務は、素材の日本農林規格及び森林管理局長等の定める方法により行うものとする。
- 2 山元土場、最終貯木土場等に搬入された素材等で、品等格付けを行う素材等については、原則、素材等が搬入された当日内に検知を行うものとするが、品等格付けが不要な合板用素材等の一般材及び根立等の低質材については、巻立作業の終了後に検知を行うことができるものとする。  
なお、検知開始後、署等へ原則一週間以上も野帳の提出がされない場合は、監督職員の調査・指示により対応するものとする。
- 3 日々の検知が終了し、指定野帳に記載が完了したものは、その棟が完了しなくとも、日々の検知野帳を翌日には署等へ提出するものとする。  
（1）の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業  
（2）の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業  
（3）の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業  
（4）の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業  
（5）の業務 低質材（素材の販売予定価格評定要領細則第5条による）及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業

- 4 検知記号印を使用する場合は森林管理局長等の貸与したものとし、打刻は、監督職員の指示によるものとする。
- 5 検知用器具等は森林管理局長等の検査を受けたものとする。
- 6 仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。